

7章 輸出管理

- 7.1 ザンガ一委員会
 - 7.2 原子力供給国グループ(NSG)
 - 7.3 拡散に対する安全保障構想(PSI)
 - 7.4 国連安保理決議 1540
 - 7.5 カーンの闇ネットワーク
 - 7.6 我が国の取組(2022年12月更新)
- 出典及び参考文献

7. 輸出管理

➤ 冷戦期からの原子力に関する輸出管理枠組み

名 称	ザンガー委員会	原子力供給国グループ(NSG)
経 緯	1970年7月スイスのザンガー教授が提唱 1974年9月IAEAがINFCIRC/209公表	1974年のインドによる核爆発 1978年1月ガイドラインを公表(IAEAがINFCIRC/254公表)
議 長	Ms. Louise Fluger Callesen(デンマーク) (2015~現在)	スイス(2017.6~2018.6) ラトビア(2018.6~2019.6)
会 合	ウィーンで年に2回(5月、10月)	年1回(総会)(臨時総会を除く)
目 的	NPT第3条2項の適用、解釈 (原子力輸出の要件として保障措置の適用を求める条項)	核爆発装置の開発に寄与し得る原子力資機材・技術の移転規制を通じた核兵器拡散防止
規 制 対 象	原子力専用品のみ	原子力専用品・技術 原子力汎用品・技術
加盟・参加国	39ヶ国(2018年4月現在)	48ヶ国(2018年4月現在)
輸 出 要 件	・NPT非加盟の非核兵器国への輸出及び同国からの再移転に際し、核物質に保障措置を適用すること ・NPT非加盟の非核兵器国に対する輸出及び同国からの再移転に際し、輸出した「原子力資機材」を用いて処理、使用及び生産される核物質にIAEA保障措置をかけること	・核実験等の核爆発目的に使用しない旨の受領国からの公式の保証 ・IAEA包括的保障措置の適用 ・核物質防護の適用 ・第三国移転する場合には第三国より同一の保証を取り付けること

➤ 9.11テロ以降の国際的な輸出管理・規制

名称	安保理決議1540	採択年月	2004年4月
内容	非国家主体による核兵器、化学兵器、生物兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転、又は使用の非合法化のための適切な措置をとるよう各国に義務付け		

名称	拡散に対する安全保障構想 Proliferation Security Initiative(PSI)	年月	2003年5月:米国主導(現在105カ国参加; 2015年7月現在)
内容	拡散懸念のある国・非国家に対し、大量破壊兵器、その運搬手段及び関連物質が渡らぬよう、国際法・各国内法の範囲内で防止するグローバルな活動		

➤ 我が国の輸出管理制度・取組

■ 武器輸出三原則(1967年4月21日)／防衛装備移転三原則(2014年4月1日)

武器輸出三原則

- ① 戦争をしている国、あるいは共産圏向けの場合
- ② 国連決議により武器などの輸出が禁止されている国向けの場合
- ③ 国連紛争当事国又はそのおそれのある国向けの場合

防衛装備移転三原則

- ① 移転を禁止する場合の明確化(第一原則)
- ② 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開(第二原則)
- ③ 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保(第三原則)

■ 外為法(第48条貨物→輸出貿易管理令、第25条技術→外国為替令)

リスト規制:国際輸出管理レジームが定めた規制対象品目リスト(大量破壊兵器・通常兵器の開発等に用いられるおそれが高い特定の機微な貨物・技術)に記載された品目の輸出等に際し、事前に経済産業大臣の許可を要する。対象は全地域

キャッチオール規制:リスト規制品以外であっても、輸出する貨物・技術が、大量破壊兵器・通常兵器の開発等に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は経済産業大臣から許の可申請をすべき旨の通知を受けた場合、事前に経済産業大臣の許可を要する。対象は、輸出管理の国別カテゴリーのグループAを除く全地域

■ 外為法の一部改正(2002年)…2001年9月の米国同時多発テロを受けたテロ対策強化の一環で、テロ

リスト等の資産凍結等を迅速かつ有効に実施するため、必要な規定を整備

- 改正外為法(2009年11月施行)…技術の輸出に関する規制を強化(規制されている技術の情報を含む海外へのメール送信等においても許可が必要)
- 輸出令の一部を改正する政令の施行(2019年8月施行)…貨物等を輸出する際の手続きを見直し、手続きを減免する優遇措置を与える国別のカテゴリーの分類方法を新たに定め、カテゴリーの名称を変更
- みなし輸出管理(2022年5月施行)…居住者への機微技術情報であっても、当該居住者の状況(特定類型)に応じて、日本国内の輸出管理と同等の規制を行う必要があることを明確化

7.1 ザンガー委員会

7.1.1 設立の経緯^[1]

1970年7月、スイスのザンガー(Claude Zanger)教授の提唱により、1971年3月から1974年にかけウイーンにて原子力関係国15カ国を集め、NPT第3条2項に規定する輸出管理の対象となる核物質、設備、及び資材の具体的範囲について非公式な協議が開始されたことが発端

NPT第3条2項^[1]

各締約国は、(a)原料物質若しくは特殊核分裂性物質又は(b)特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材を、この条の規定によって必要とされる保障措置が当該原料物質又は当該特殊核分裂性物質について適用されない限り、平和的目的のためいかなる非核兵器国にも供給しないことを約束する。

7.1.2 開催頻度

会合は年に2回(5月、10月)、ウィーンにて開催^[2]。

7.1.3 ザンガー委員会の性格^[3]

本委員会は、NPT第3条2項の不明確さに端を発したものであるが、NPT上の義務から自動的に生じたものではなく、あくまで各国が自発的に参加するもの。また、委員会での結論に法的拘束力はない。決定はコンセンサス方式。非公式、非公開。

7.1.4 議長^[4]

議長在職期間は不定。

Prof. Claude Zanger(スイス)(1971~1989)

Mr. Ilkka Mäkipentti(フィンランド)(1989~1993)

Dr. Fritz W. Schmidt(オーストリア)(1993~2005)

Mr. Pavel Klucký(チェコ)(2006~2010)

Mr. Shawn Caza(カナダ)(2010~2015)

Ms. Louise Fluger Callesen(デンマーク)(2015~現在)

* 2005年、新議長の選挙が保留となり、その間、英国のウィーン国連派遣団が事務局及び暫定議長を務めた。

7.1.5 加盟国^[5]

2016年12月現在、39ヶ国が加盟。内訳は以下の通り。

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベラルーシ、ブルガリア、カナダ、中国、クロアチア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、イス、トルコ、ウクライナ、イギリス、米国(* 欧州委員会はオブザーバー)

7.1.6 INFIRC/209 の内容^[6]

1974年9月3日、メモランダムA、メモランダムB、別添から構成されるINFIRC/209としてIAEA加盟国に公表される。最新の各メモランダム、別添の内容は以下の通り。輸出管理の対象は原子力専用品のみ。

- ・ メモランダムA(序文、原料物資若しくは特殊核分裂性物質の定義、保障措置の適用、直接輸出、再移転、附則)
NPT非加盟国や非核兵器国に対する輸出及び同非核兵器国からの再移転に際し、輸出した「核物質」にIAEAの保障措置を適用することの確保が記載されている。
- ・ メモランダムB(序文、特殊核分裂性物質の処理・使用・生産のために特に設計され若しくは準備された設備若しくは資材の指定、保障措置の適用、直接輸出、再移転、附則)
NPT非加盟の非核兵器国に対する輸出及び同国からの再移転に際し、輸出した「原子力資機材」を用いて処理、使用及び生産される核物質にIAEA保障措置をかけることの確保が記載されている。
- ・ 別添
具体的な資機材リスト(ザンガーリスト)が記載されている。内容は、核物質(プルトニウム、天然ウラン、濃縮ウラン、劣化ウラン、トリウム等)、原子炉及びその付属装置、重水及び原子炉級黒鉛、再処理プラント、燃料加工プラント、重水生産プラント、転換プラント等。

7.1.7 最近の動き

2001年、同委員会は、第三諸国(非加盟国)との間で、以下を目的とするアウトリーチ計画を立ち上げることを決定^[7]。

1. ザンガー委員会と第三諸国との間で協力且つサステイナブルな関係の構築
2. 特にNPT第3条2項の技術的解釈という役割、目的機能を説明することで委員会の活動の透明性の向上
3. 核不拡散及び原子力関係の輸出管理に関する共通の利益や懸念について、開けた対話機会の提供

7.2 原子力供給国グループ(NSG)

NSG: Nuclear Suppliers Group

7.2.1 設立の経緯

1974 年のインドの核実験(カナダ製研究用原子炉から得た使用済燃料を再処理して得たプルトニウムを使用)をきっかけとして、1975 年 4 月に核物質や原子力資機材を輸出している国が集まり「原子力輸出規制専門家会議」を開催された。

当初は、日本、米国、英国、フランス、旧西ドイツ、カナダ、旧ソ連の 7 カ国。後にイタリア、オランダ、ベルギー、スウェーデン、スイス、旧東ドイツ、チェコ、ポーランドが参加。1978 年 1 月にガイドラインが公表された^[8]。

核爆発装置の開発に寄与し得る原子力資機材・技術の移転の規制を通じて、核兵器の拡散を防止することを目的とする。

ただし、1978 年から 1991 年までの間、ガイドラインは存在したものの、NSG は活動しておらず、ザンガ一委員会が定期的に会合を開き、トリガーリストの見直しや改正を行っていた^[9]。

7.2.2 NSG の組織^[10]

- 総会

年に 1 回開催される。コンセンサス・ベースで行われる。NSG ガイドライン、附属書、手続き事項、情報共有、透明性活動に関する事項について、協議グループ(CG)の勧告を考慮しつつ、Working Group の設置を決めることができる。総会は、議長国に対し、特定の国とアウトリーチ活動を実施するよう命じることができる。

- 協議グループ(CG)

2001 年の Aspen(米)で行われた総会で決定された、期間ごとに行われる常設のグループ。年に最低 2 回開催される。ガイドラインに関する問題について協議する。決定はコンセンサス・ベースで行われる。

- 情報交換会議(IEM)

同会議は、総会の前に行われ、ガイドラインの目的や内容に関する情報及び進展などを共有する機会を加盟国に与えている。

- 昨今の活動

2002 年 12 月に特別総会を開催し、核テロ防止を目的とした、包括的な NSG ガイドライン強化改正案に合意。総会では、実効的な輸出管理こそ核テロの脅威に対抗する重要な手段であることを強調。北朝鮮の核問題について議論し、加盟国は全ての国に北朝鮮の核活動に資することができないよう、輸出や原子力技術の移転等に多大な注意を払うよう要請した。

7.2.3 議長

2017.6~2018.6 年の議長国はスイス

7.2.4 加盟国^[11]

2016 年 6 月現在 48 ヶ国が加盟。インド、パキスタン及びイスラエルといった NPT 非締約国やイラン等は参加していない。

参加に当たって考慮される要素

- ・ NSG ガイドラインのパート 1 及びパート 2 の付属書に含まれる項目の供給能力
- ・ ガイドラインの支持及びガイドラインに即した行動
- ・ ガイドラインに即した行動を行うよう国内輸出管理の法整備の強化
- ・ NPT、ペリンダバ・ラロトンガ、トラテロルコ、バンコク、セミパラチンスク条約又は同等の国際核不拡散条約の一つ以上を批准し、条約の義務を完全に遵守すること
- ・ 大量破壊兵器やその運搬手段に対する国際的な不拡散活動への支持

加盟国(48ヶ国)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、中国、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国(欧州委員会はオブザーバーとして参加)

事務局^[12]

在ウィーン国際機関日本政府代表部がポイント・オブ・コンタクトを務めている。(ポイント・オブ・コンタクトは、NSG 関連資料の受領、配布及び管理、各会合の開催予定等の通知及び開催、各議長への実務的な支援などを行っている。)

7.2.5 ガイドラインの構成

「NSG ガイドライン」と呼ばれる原子力関連資機材・技術の供給国(Suppliers)が遵守すべきガイドライン(法的拘束力のないいわゆる「紳士協定」:公開文書)に基づいて輸出管理を行う。その構成は下図のとおり。(1991 年イラクの核開発計画の発覚を契機に、より広範囲の品目を規制対象とする必要性が認識され、1992 年にパート 2 を追加)

ガイドライン		
種類	原子力専用品・技術の移転に係る ガイドライン・パート1 ^[13]	原子力関連汎用品・技術の移転に係る ガイドライン・パート2 ^[14]
構成	<ul style="list-style-type: none"> ・本文 <ul style="list-style-type: none"> パラグラフ 1: 総則 パラグラフ 2: 核爆発の禁止 パラグラフ 3: 核物質防護 パラグラフ 4: 保障措置 パラグラフ 5: 保障措置 パラグラフ 6: 機微な輸出に関する特別の規制 <ul style="list-style-type: none"> 特にウラン濃縮、使用済み燃料の再処理及び重水製造については、核不拡散上機微な(sensitive)分野の資機材・技術として、その輸出は特別に厳格な規制の対象 パラグラフ 7: 濃縮に関する施設、設備、技術の輸出に対する特別の規制 パラグラフ 8: 供給された、またはこれにより生産された、核兵器又は他の核爆発装置に使用可能な物質に関する規制 パラグラフ 9: 再移転に関する規制 パラグラフ 10: 不拡散原則 パラグラフ 11: 履行 パラグラフ 12: 核物質の安全確保 パラグラフ 13: 効果的な IAEA 保障措置の支援 パラグラフ 14: トリガーリストの工場設計の特性 パラグラフ 15: 輸出管理 パラグラフ 16: 協議 パラグラフ 17: 協議 ・付属書 A(ガイドラインにいうトリガーリスト) ・付属書 B(トリガーリスト品目の分類) ・付属書 C(核物質防護のレベル基準) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本文 <ul style="list-style-type: none"> パラグラフ 1: 目的 パラグラフ 2: 基本原則 パラグラフ 3: 用語の解説 パラグラフ 4: 輸出許可手続きの確立 パラグラフ 5: 輸出許可手続きの確立 パラグラフ 6: 移転の条件 パラグラフ 7: 再移転に関する同意権 パラグラフ 8: 最終規程 パラグラフ 9: 最終規程 パラグラフ 10: 最終規程 ・付属書
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・資材及び機材 核物質(プルトニウム、天然ウラン、濃縮ウラン、劣化ウラン、トリウム等) 原子炉とその付属装置(圧力容器、燃料交換装置、制御棒、圧力管、ジルコニア管、一次冷却材用ポンプ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資材及び機材 産業用機械(数値制御装置、測定装置等) 材料(アルミニウム合金、ベリリウム、マレージング鋼等) ウラン同位元素分離装置及び部分品(周波数変換器、直流電源装置、遠心分離機回転胴制御装

	重水、原子炉級黒鉛等 ウラン濃縮(ガス拡散法、ガス遠心分離法、レーザー濃縮)、再処理、燃料加工、重水製造、転換等に係るプラントとその関連資機材 ・技術:規制されている品目に直接関連する技術(ただし、「公知」の情報または「基礎科学的研究」には適用しない。)	置等) 重水製造プラント関連装置 核爆発装置開発のための試験及び計測装置 核爆発装置用部分品 ・技術:規制されている品目に直接関連する技術(「公知の技術」又は「基礎科学的研究」に関する情報には適用しない。)
輸出条件	・核実験等の核爆発目的に使用しない旨の受領国政府からの公式の保証の取付け ・受領国における核物質防護のための措置 ・受領国が輸入した品目を第三国に再移転する際、原供給国に与えた保証と同一の保証の当該第三国からの取付け ・受領国における IAEA 包括的保障措置の適用(1991 年イラクの核開発計画の発覚を契機に条件強化として追加)	・移転の用途及び最終需要場所を記した最終需要者の宣言 ・当該移転又はその複製物がいかなる核爆発活動又は保障措置の適用のない核燃料サイクル活動にも使用されないことを明示的に述べた保証の取得

7.2.6 ザンガー委員会と原子力供給国グループ(NSG)との関係

ザンガーリストと NSG ガイドライン・パート 1 のトリガーリストとは内容面で整合性を確保することとされ、いずれかのリストが改正された場合には、他のリストにおいても検討し、反映させることになっている。

7.2.7 最近の動き

・インド例外化の決定

2008 年 9 月 6 日、NSG 臨時総会は、ガイドラインが求める包括的保障措置適用に関し、インド(NPT に加盟せず、包括的保障措置の適用を受けていない国)に対する原子力資機材等の供給を行う場合に限り、その適用を除外するという例外化をコンセンサス(全会一致)により承認した。この決定により、インドに対するガイドライン・パート 1 及び 2 で定められた原子力資機材等の供給が、インドと IAEA の間の保障措置協定の適用を受ける民生用原子力施設で利用されることに限り認められることとなった。(詳細は 10 章最近の動向に記載)なお、2011 年のガイドライン改正(下記参照)により、NPT の未締結国であるインドに対する濃縮・再処理に係る資機材等の供給は事実上認めらなくなつた。

・NSG の規制強化

濃縮、再処理といった機微な施設や技術について、予め定められたクライテリアを満たした国に対してのみ移転を認めるという、クライテリアベースドアプローチが議論されている。また、濃縮施設の移転に関しては、供給国が受領国に機微技術を提供しても受領国はその技術にアクセスできず、供給国のみがアクセスできるという「ブラック・ボックス・アプローチ」を追加条件とすることが検討されている。^{【15】} なお、NSG は、2011 年の第 21 回総会(於オランダ、ノールドウェイク)において、濃縮及び再処理の技術等の移転に関するガイドラインを強化することに合意した。これにより、NSG ガイドライン・パート 1 第 6 項及び第 7 項が改訂され、NPT の締結国であり、かつ、同条約に基づく義務を完全に遵守しているという基準を満たさない受領国に対する濃縮及び再処理に係る施設、設備及び技術の移転を許可しないこと等が盛り込ま

れた。

7.3 拡散に対する安全保障構想(PSI)

(PSI: Proliferation Security Initiative)

7.3.1 経緯

・2002年12月

ブッシュ大統領が「大量破壊兵器と戦う国家安全保障戦略(National Strategy to Combat Weapons of Mass Destruction)」(National Security Presidential Directives 17)を発表

→三つの概念を提唱

- ①不拡散
- ②大量破壊兵器が使用された場合の結果への対処
- ③拡散対抗(counter proliferation) (主な活動は阻止、抑止、防衛・軽減)



既存の枠組みで阻止できない場合は領域外であっても武力行使による拡散阻止

・2003年5月31日 ブッシュ大統領は「拡散に対する安全保障構想(PSI)」を発表
(国家や非国家主体の間で大量破壊兵器・ミサイル及び関連物資等の拡散を防止)

7.3.2 趣旨^[16]

拡散懸念のある国・非国家に対し、大量破壊兵器、その運搬手段及び関連物質が渡らぬよう、国際法・各国内法の範囲内で防止するグローバルな活動。PSIの下では、各国が、自国の領域内に限らず、自国の領域を越える範囲でも他国と連携して大量破壊兵器等の拡散を阻止する。また、国内においても、法執行機関、軍・防衛当局、情報機関等、関係機関の間の連携を重視する。こうした阻止活動の原則は、政治的文書である「阻止原則宣言」(Statement of Interdiction Principles)(2003年9月)にまとめられ、PSIにおける活動の指針として機能している。

7.3.3 参加国

PSIへの参加にあたっては、

- ・ 阻止原則宣言に対し可能であれば正式な確約、公式な支持を表明する
- ・ 阻止活動を行う、国家の現行の権限を見直し、それに関する情報を提供し、必要に応じて権限を強化する意志を表明する
- ・ PSI活動に貢献できる可能性のある国家の能力を同定する
- ・ 阻止要請のための連絡窓口を提供する
- ・ PSIのための対応を調整する政府内の適切な手順を確立する
- ・ PSIの阻止活動訓練、および必要が生じた場合には、実際の PSI 活動に、進んで参加する
- ・ 関連する協定の締結の検討、あるいは PSI 活動への協力の具体的な基盤の確立を進んで実行する等が奨励されている^[17]。PSI参加のための関連する協定の中には、例えば二国間乗船協定があり、2009年11月現在、米国と以下9カ国が結んでいる^[18]。

バハマ、ベリーズ、クロアチア、キプロス、リベリア、マルタ、マーシャル諸島、モンゴル、パナマ
2015年7月現在、PSIの参加国は105ヶ国^[19]。

アフガニスタン	ボスニア	エストニア	日本	マーシャル諸島	カタール	スイス
アルバニア	ブルネイ	フィジー	ヨルダン	モルドバ	ルーマニア	タジキスタン
アンドラ	ブルガリア	フィンランド	カザフスタン	モンゴル	ロシア	タイ
アンゴラ	カンボジア	フランス	韓国	モンテネグロ	サモア	トリニダード・トバゴ
アンティグア・バーブーダ	カナダ	グルジア	キルギスタン	モロッコ	サウジアラビア	チュニジア
アルゼンチン	チリ	ドイツ	クウェート	オランダ	サンマリノ	トルコ
アルメニア	コロンビア	ギリシャ	ラトビア	ニュージーランド	セルビア	トルクメニスタン
オーストラリア	クロアチア	バチカン	リベリア	ノルウェー	シンガポール	ウクライナ
オーストリア	キプロス	ホンジュラス	リビア	オマーン	スロバキア	アラブ首長国連邦
アゼルバイジャン	チェコ	ハンガリー	リヒテンシュタイン	パナマ	スロベニア	英国
バハマ	デンマーク	アイスランド	リトアニア	パプアニューギニア	スペイン	米国
バーレーン	ジブチ	イラク	ルクセンブルグ	パラグアイ	スリランカ	ウズベキスタン
ベラルーシ	ドミニカ	アイルランド	マセドニア	フィリピン	セントルシア	バヌアツ
ベルギー	ドミニカ共和国	イスラエル	マレーシア	ポーランド	セントビンセント・グレナディーン	ベトナム
ベリーズ	エルサルバドル	イタリア	マルタ	ポルトガル	スウェーデン	イエメン

7.4 安保理決議 1540

7.4.1 経緯^[20]

1992 年	安保理議長声明「大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威」
2003 年 9 月	ブッシュ大統領が国連総会一般討論演説において、大量破壊兵器の拡散を犯罪とし厳格な輸出管理の実施及び機微な核物質の管理を求める安保理決議の採択を呼び掛け
2004 年 2 月	ブッシュ大統領は改めて早期の採択を要求
2004 年 4 月 28 日	国連憲章第 7 条に基づき、安保理決議 1540 を全会一致で採択
2006 年 4 月	安保理決議 1540 委員会(以下、1540 委員会)は、国連安保理に決議履行に関する報告書を提出
2006 年 4 月 27 日	安保理は 1540 委員会の 2 年延長及び同委員会に 2008 年 4 月までに再度決議履行に関する報告書を提出することを義務付けた決議 1673 を採択
2008 年 4 月 25 日	安保理は 1540 委員会の 3 年延長(2011 年 4 月 25 日まで)及び同委員会に再度決議履行に関する報告書を 2008 年 7 月末までに提出することを義務付け、並びに決議履行状況に関する 2009 年の包括的レビューの実施を要請した決議 1810 を採択
2011 年 4 月 20 日	安保理は 1540 委員会を 10 年延長(2021 年 4 月 25 日まで)及び同委員会に決議履行の状況に関する 2016 年の包括的レビューの実施を義務付けると共に、1540 委員会専門家グループ設置(8 名で構成)を要請した決議 1977 号を採択
2012 年 6 月 29 日	安保理は 1540 委員会専門家グループの構成員数を 8 名から 9 名に増員することを要請した決議 2055 号を採択
2016 年 12 月 15 日	安保理は 1540 委員会に作業計画を毎年 1 月末迄及び年次報告書を毎年 12 月迄に提出すること、並びに同委員会が執行措置、生物・化学・核兵器に係る措置、拡散金融防止措置、関連物質の計量管理及び確保、国内的輸出及び積換管理の分野をより重視して今後取り組むことを義務付けた決議 2325 号を採択
2018 年 4 月 1 日	田中極子(防衛研究所主任研究官)が日本人初の 1540 委員会専門家グループのメンバーに就任【21】

7.4.2 概要^[22]

非国家主体への大量破壊兵器等の拡散を防止することであり、内容は、全ての国連加盟国に、大量破壊兵器等の拡散を禁ずるための法的措置をとり、厳格な輸出管理を規定する法律を制定すること等を求める。

7.4.3 主な内容

(詳細は章末の参考資料を参照)

- (1) 大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送等又は使用を試みる非国家主体に対し、すべての国がいかなる形態の支援を提供することも差し控えることを決定、
- (2) 非国家主体が、特にテロの目的で、大量破壊兵器等を製造、取得、所持、開発、輸送等又は使用すること及びそうした活動に関与、共犯として参加、支援又は資金提供することを禁じる適切で効果的な法律をすべての国家が採択・執行することを決定、
- (3) 大量破壊兵器等の拡散を防止するため、関連物資等に対する国内管理を確立するための効果的な措置を全ての加盟国がとることを決定し、物理的防護措置、国境管理、法執行措置、厳格な輸出管理を策定、維持することを決定するもの。この決議に基づき、安保理の下に委員会(通称「1540 委員会」、当初の存続期間は 2 年間)が設置され、すべての国連加盟国が、本件決議の実施につき報告することが定められた。また、自国領域内においてこの決議の条項を実施するにあ

たり法令整備・法執行体制等が欠けている国からの要請に応え、適切な支援を提供するよう各国に呼びかけている^[23]。

我が国は、2005年、2006年、2009年、2010年、2016年、2017年に1540委員会のメンバーを務めている。1540委員会は第17次作業計画(2018年2月1日から2019年1月31日の期間)を基に各種取り組みを行っている。なお、次回の決議1540号の履行の状況に関する包括的レビューは2021年に行われる方向である。

(参考)安保理決議 1540^[24]

安全保障理事会は、核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを確認し、この関連で、すべての加盟国が軍備管理及び軍縮に関する義務を履行すること、また、すべての大量破壊兵器のあらゆる側面における拡散を防止することの必要性を含む千九百九十二年一月三十一日の国家及び政府の首脳レベルの安全保障理事会会合において採択された議長声明(S/23500)を再確認し、

さらに、その声明が、すべての加盟国がその関連で地域的及び世界的な安定の維持を脅かし又は混乱させるいかなる問題をも、憲章に従い平和的に解決する必要性を強調していることを想起し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散によって生ずる国際の平和及び安全に対するいかなる脅威に対しても、国連憲章に規定されているその主要な責任に従って、適切かつ有効な行動をとる決意を確認し、

核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散の除去又は防止を目的とする多数国間条約への支持及び国際的な安定を促進するためにこれらの条約のすべての締約国が当該条約を完全に実施することの重要性を確認し、

不拡散に貢献する多数国間取決めによるこの関連での努力を歓迎し、

平和的利用の目標は拡散の隠蔽に用いられるべきではないが、核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の防止が平和的目的のための物資、設備及び技術に関する国際協力を妨げるべきではないことを確認し、

テロリズムの脅威、並びに、安全保障理事会決議第一二六七号に基づいて設立された委員会により定められ保全されている国連の一覧表において明らかにされている者及び決議第一三七三号が適用される者といった非国家主体が、核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段を取得、開発、取引又は使用することの危険性を重大に懸念し、

核兵器、化学兵器及び生物兵器の拡散の問題に新たな広がりを付加し、国際の平和及び安全に対して脅威を与えるそのような兵器及びそれらの運搬手段並びに関連物資の不正取引の脅威を重大に懸念し、

国際の安全に対するこの深刻な課題及び脅威への世界的な対応を強化するために、国の、小地域の、地域の及び国際的な段階における努力の調整を強化する必要性を認識し、

大部分の国が、自らが締結国となっている条約の下で拘束力のある法的義務を果たし、又は核兵器、化学兵器若しくは生物兵器の拡散の防止を目的としたその他の約束を行うとともに、核物質防護条約により必要とされ、放射性源の安全及び防護に関する国際原子力機関(IAEA)行動規範により勧告されているような機微な物質の使途を明らかにし、安全を確保し及び防護するための効果的な措置をとっていることを認識し、

さらに、すべての国が、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する追加的な効果的措置をとることが緊急に必要であることを認識し、

すべての加盟国が、自らが締約国となっている軍縮に関する条約及び合意を完全に実施することを奨励し、

国連憲章に従い、あらゆる手段を尽くしてテロリストの行為によって生ずる国際の平和及び安全に対する脅威に対処する必要性を再確認し、

今後、不拡散の分野における世界的な脅威に対する効果的な対応を促進することを決意し、

国連憲章第七章の下で行動して、

1. すべての国は、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えることを決定する。

2. また、すべての国は、自らの国内手続に従って、いかなる非国家主体も、特にテロリストの目的のために、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれらの活動に従事することを企てること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行することを決定する。
3. また、すべての国は、関連物質に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することを決定し、この目的のため、すべての国が、以下を行うことを決定する。
 - (a) 生産、使用、貯蔵又は輸送において、そのような品目の使途を明らかにし、安全を確保するための適かつ効果的な措置を策定し維持すること。
 - (b) 適切で果的な防護措置を策定し維持すること。
 - (c) 自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。
 - (d) 輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し及び維持すること。また、そのような輸出管理に関する法令の違反に対する適切な刑事上又は民事上の罰則を確立し及び執行すること。
4. 安保障理事会の仮手続規則二十八に従って、二年を超えない期間の間、すべての同理事会理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、この委員会が、適当な場合には他の専門的意見も求めつつ、この決議の実施状況について、安全保障理事会の検討のために同理事会に対して報告することを決定するとともに、この目的のため、国に対し、この決議の採択から六か月以内に、この決議の実施のためにとった又はとろうとする措置に関する最初の報告を委員会に提出するよう要請する。
5. この決議に規定するいかなる義務も、核兵器不拡散条約(NPT)、化学兵器禁止条約(CWC)及び生物兵器禁止条約(BWC)の締結国の権利及び義務と抵触する若しくはこれらを変更するものとして解してはならず、又は、国際原子力機関(IAEA)若しくは化学兵器禁止機関(OPCW)の責任を変更するものとして解してはならないことを決定する。
6. この決議を実施するにあたり、効果的な国内管理表が有用であることを認識し、すべての加盟国に対して、必要なときは、そのような表をできる限り早い機会に策定することを追求するよう要請する。
7. 一部の国はこの決議の規定をその領域内において実施するにあたり支援を必要とすることを認識し、国に対し、可能なときは、個々の要請に応じて、上記の規定を履行するための法令上の基盤、実施の経験または資源を欠く国に対して適当な援助を提供するよう招請する。
8. すべての国に対して以下を要請する。
 - (a) 核兵器、化学兵器又は生物兵器の拡散を防止することを目的とし、自らが締約国となっている多数国間条約の普遍的な採択、完全な実施及び必要な場合には強化を促進すること。
 - (b) 不拡散に関する主要な多数国間条約の下での約束の遵守を確保するための国内法令を採択していない場合には、これを行うこと。
 - (c) 不拡散の分野における共通の目的を追求し達成するため及び平和的目的のための国際協力を促進するための重要な手段として、特に国際原子力機関(IAEA)、化学兵器禁止機関(OPCW)及び生物兵器禁止条約(BWC)の枠内において、多国間の協力への約束を新たにし、これを満たすこと。
 - (d) そのような法律の下での義務について産業界や公衆に通報し、これらとともに作業する適当な方法を

策定すること。

9. すべての国に対し、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散による脅威に対応するよう不拡散に関する対話及び協力を促進するよう要請する。さらに、その脅威に対処するため、すべての国に対し、自らの国内法的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、
10. 核兵器、化学兵器又は生物兵器、それらの運搬手段及び関連物資の不正取引を防止するための協力行動をとるよう要請する。
11. この決議の実施を緊密に監視し、適当な段階で、この目的のために必要とされる更なる決定を行う意図を表明する。
12. この問題に引き続き関与することを決定する。

* この決議のみを目的とする定義

運搬手段：核兵器、化学兵器又は生物兵器を運搬する能力を有するミサイル、ロケット及びその他の無人システムであって、そのような使用のために特別に設計されたもの。

非国家主体：この決議が対象とする活動を行うにあたり、いかなる国の法律に基づく権限の下でも行動していない個人又は団体。

関連物資：核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物資、設備及び技術であって、関係する多国間条約及び取決めの対象となっているもの又は国内管理表に含まれているもの。

(参考) 安保理決議 1673 の主な内容^[25]

- (イ) 安保理決議第 1540 号の決定及び要請を再確認し、すべての国が同決議を完全に実施することの重要性を強調。
- (ロ) 同決議の実施に関する最初の報告の未提出国に対し、遅滞なく 1540 委員会に対し提出するよう要請。
- (ハ) 同報告の提出国に対し、同決議の実施に関する追加的情報の提供を奨励。
- (二) 2008 年 4 月 27 日まで 2 年の期間、同委員会の任務を延長することを決定。
- (ホ) 同委員会が、作業計画を通じ、すべての国による同決議の完全履行を促進するための努力を強化することを決定。この点に関し、同委員会と国との間で現在行われている同決議の完全実施に関する対話の追求を奨励するとともに、同決議の実施に関する経験の共有等を国及び国際機関との間で探求するよう同委員会に対して招請。
- (ヘ) 同委員会が安保理に対し、同決議の遵守についての報告を 2008 年 4 月 27 日までに提出することを決定

(参考) 安保理決議 1810^[26]

(国連広報センター暫定訳による)

安全保障理事会は

2004 年 4 月 28 日の決議 1540(2004)および 2006 年 4 月 27 日の決議 1673 を再確認し、核、化学および生物兵器ならびにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和および安全に対する脅威を構成することを再確認し、すべての加盟国が、軍備管理と軍縮に関係するすべての義務を果たすことおよびあらゆる大量破壊兵器のすべての側面における拡散を防止する必要を含めて、1992 年 1 月 31 日の安保理の国家元首および行政府の長レベル会合において採択された議長声明を再確認し、

核、化学および生物兵器の拡散の防止が、平和的な利用が拡散の偽装として用いられるべきではない一方で、平和目的の国際的な、物資、機材および技術協力を阻害すべきではないことを再確認し、

国際連合憲章に規定されている主要な責任に従って、核、化学および生物兵器ならびにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和および安全に対するいかなる脅威に対しても適切かつ効果的な行動を取る決意を確認し、

決議 1540(2004)のいかなる義務も、核拡散防止条約、化学兵器条約および生物毒素兵器条約の締約国としての権利あるいは義務と矛盾し、もしくは変更する、また、国際原子力機関あるいは化学兵器禁止機関の責任を変更すると解釈されではならないとの決定を再確認し、

国際法に従っての、国家間の国際的な協力が、非国家的な主体による核、化学および生物兵器ならびにそれらの運搬手段、および関連物資の非合法な取引に対抗するために必要であることにも留意し、

第 5 次活動計画にもとづいての、決議 1540(2004)により設置された委員会、以下 1540 委員会、がすでに実施した活動を了とし、

決議 1673(2006)第 6 項により要請されている報告の重要性を念頭において、

すべての国家が、決議 1540(2004)の履行に関する国別報告書を 1540 委員会に提出したわけではなく、また、国内法およびそれらの法の実施を確保するための措置の制定を含む、すべての国家による決議 1540(2004)の完全な履行は、国家、地域および国際レベルにおいて継続的に取り組みを必要とする長期的な課題であることに留意し

この点において、1540 委員会と加盟国との間の対話の重要性を確認し、また、このような対話では、直接の接触が効果的な手段であることを強調し、国家、地域、準地域および国際レベルにおいて、適切な場合、国際の平和に対する深刻な挑戦と脅威に対し地球的な対応を強化するために、取り組みの調整を強化する必要を確認し、

この点において、その要請に応じ、国家に対しその必要に見合う効果的な援助を提供する重要性を強調し、また、支援のための情報交換機能が効率的かつ利用可能であることを確保することの重要性を強調し、

金融活動タスク・フォース(FATF)の枠組みの指導を考慮に入れた、拡散に関連する活動への資金提供の防止を含めての、決議 1540(2004)の完全な実施へ向けての国際的な取り組みに留意し、国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 決議 1540(2004)における決定および要請を繰り返し表明し、すべての国家がこの決議を完全に実施することの重要性を強調する。
2. 決議 1540(2004)を実施するためにすでに実施し、あるいは実施する予定の措置に関する最初の報告書をまだ提出していない国家に対し、1540 委員会に対し、その報告書を遅滞無く提出するよう繰り返し求めること。
3. すでに報告書を提出した国家に対し、いつでもあるいは 1540 委員会の要請に応じ、決議 1540(2004)の実施に関する追加的な情報を提供するよう奨励する。
4. すべての国家に対し、適切な場合には 1540 委員会の支援を得て、自発的に略式の計画、優先順位の精密な計画、また、決議 1540(2004)の主要条項の履行のための計画を準備し、また、そのような計画を 1540 委員会に提出するよう奨励する。
5. 支援を要請した国家に対し、それらを 1540 委員会に伝えるように奨励し、また、その趣旨で、委員会の援助様式を活用するように奨励し、国家と国際、地域的および準地域的機構に対し、適切な場合には、援助を提供することが可能な分野について、2008 年 6 月 25 日までに委員会に通知することを促し、国家とそれらの機構に対し、以前にまだ行なっていない場合には、1540 委員会に援助を担当する窓口を 2008 年 6 月 25 日までに提供するよう求める。
6. 専門家による支援の継続と共に、1540 委員会の職務権限を、2011 年 4 月 25 日まで、3 年間延長することを決定する。
7. 1540 委員会に対し、決議 1673(2006)の第 6 項に規定されている報告書を完成し、安全保障理事会に、できる限り早期に、遅くとも 2008 年 7 月 31 日までに提出するよう要請する。
8. 1540 委員会に対し、決議 1540(2004)の履行状況に関する包括的な再検討を審議し、その問題についての考察を、2009 年 1 月 31 日までに安保理に報告するよう要請する。
9. 委員会は、毎年 1 月の末までに、年間の作業計画を安全保障理事会に対して提出すべきことを決定する。
10. 決議 1540(2004)のすべての側面における各国の履行状況についての情報の集積、情報宣伝、対話、援助および協力を含み、また、とりわけ決議の第 1 項ならびに第 2 項のすべての側面とともに(a)アカウンタ

ビリティ、(b)物理的防御、(c)国境の管理と法律の施行に関する取り組みおよび(d)そのような輸出や積み替えの財源確保のような資金と役務の提供の管理を含む国家の輸出と積み替えの管理を包括する第 3 項へ対処する作業計画を通して、1540 委員会は、すべての国家による決議 1540(2004)の完全な履行を促進するための取り組みを強めることを継続すべきことを決定する。

11. この点に関し、

- (a) 1540 委員会と国家との間の、決議 1540(2004)を完全に履行するための、さらなる活動および必要とされ、また、提供される技術的な支援についての現行の対話の続行を奨励する；
- (b) 決議 1540(2004)の履行を促進する地域、準地域、そして適切な場合には、国レベルの情報宣伝活動を組織し、また参加し続けるよう 1540 委員会に要請する；
- (c) 1540 委員会に提出された援助様式、行動計画または他の情報のような手段を通して、援助の申し出と要請の合致に積極的に取り組むことを含め、決議 1540(2004)の実施のための技術援助を促進する委員会の役割の強化を継続するよう 1540 委員会に促す；
- (d) 1540 委員会に対し、決議 1540(2004)の対象となる領域において学んだ経験と教訓の共有を促進するために、国家および関連する国際、地域的ならびに準地域的機構に積極的に関与し、また、決議 1540(2004)の履行を促進するかもしれない計画の利用可能性を伝達するよう促す；
- (e) 決議 1540(2004)の履行を促進するために、関心を有する国家および関連する国際、地域的ならびに準地域的機構に相互に交流する機会を提供するよう要請する；
よう決定する。

12. 1540 委員会、アル・カイダおよびタリバンに関連して決議 1267(1999)により設置された安全保障理事会委員会および対テロリズムに関連して決議 1373(2001)により設置された安全保障理事会委員会の間での、適当な場合には、強化された情報の共有、各国への訪問の調整、それぞれの職務権限の枠内での技術支援および三つの委員会すべてに関連するそれ以外の問題を通してのものを含め、現行の協力を強化する必要を繰り返し表明し、また、それぞれの取り組みをよりよく調整するために、委員会の共通の関心分野において指導を提供する意図を表明する。

13. 1540 委員会に対し、決議 1540(2004)の実施においての必要を識別し、対処するうえで、国家を支援するために、自発的な財政上の貢献を奨励し、十分に活用するように促し、また、1540 委員会に対し、既存の財源制度を開発し、さらに効果的にするための選択肢を考慮し、安保理に対し、この問題についての考察を 2008 年 12 月 31 日より以前に報告するよう要請する。

14. 1540 委員会が、その必要事項の履行の達成を通しての決議 1540(2004)の遵守に関する報告書を 2011 年 4 月 24 日以前に安全保障理事会に対して提出することを決定する。

15. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

7.5 カーンの闇ネットワーク

7.5.1 経緯

2003年以降、イランの原子力活動に対する査察や濃縮の部品を運んでいたリビア行きの船の拿捕により、国際的な核拡散ネットワークの存在が明らかになりつつあった。IAEAは2003年11月にパキスタンから核技術が流出した可能性について警告し、2004年11月、パキスタン政府が2ヶ月間調査に及んだ結果、2人の科学者がイラン及びリビアに機微技術を提供する闇市場にかかわっていたと結論付けた。パキスタン情報当局によれば、A. Q. カーン(Abdul Qadeer Khan)と M. ファルーク(Mohammed Farooq)の両科学者が直接またはペルシャ湾を拠点とする闇市場を通じ、機微技術の提供を手伝っていたという。両氏はカーン研究所でも長い間、同僚であった。ムシャラフ大統領も、一部の科学者が自己利益のためにこうした活動に走った、と認めている。

2004年2月、パキスタンのムシャラフ大統領(当時)が、同国の核開発の父と称されるカーン博士が、イラン、リビア、北朝鮮に主に濃縮技術を供与したとTVで告白した^[27]。

しかし、パキスタン政府が本件に関わっていたのか、明らかになっていない。また、これらの拡散は、欧洲やアフリカ、中東、東南アジアなど各地にまたがるネットワークを利用して秘密裏に行われていたとされるが、その全容については明らかになっていない。

7.5.2 カーン博士の略歴^[28]

ボパールに生まれる。ドイツで冶金学を学んだ後、1972年5月から1975年12月までFDO社に就職した。同社は、英独蘭による国際濃縮合弁会社URENCO社の下請け業者である。

1974年にインドが核実験を実施したこと、1975年からパキスタンのウラン濃縮計画の責任者となる。1976年、URENCO社の機密、ウラン濃縮に関する情報を持ち出してオランダから出国した。1983年に有罪判決を受けるが、後に無罪となる。

短期間ではあるが、パキスタン原子力委員会に勤務していた。1976年、当時のブット首相は、博士にウラン濃縮プロジェクトの権限を与えた。博士は、1976年7月末、工学研究所を設立し、独自のウラン濃縮技術開発を進めた。同研究所は1981年に名称をカーン研究所に変更した(1998年にパキスタンが最初に核爆発を成功させた際に使った濃縮技術は、このカーン研究所のもの)。

1990年代には、同博士によって核関連技術の売り渡しが行われていると懸念され、以後、国際的な拡散ネットワークの中心にいるのが同博士であることが次第に明らかになっていった。

同博士のキャリアは2001年に3月で幕を閉じる。当時のムシャラフ大統領の命により、研究所所長を解雇された。

その後、「身体の安全」を理由に軟禁されたが、2009年2月にイスラマバード高裁が解放許可の決定を下した。

7.6 我が国の取組

7.6.1 武器輸出三原則／防衛装備移転三原則

○ 武器輸出三原則(1967年4月21日)

佐藤首相(当時)が以下の場合は武器を輸出しないという政策を表明

- ①戦争をしている国、あるいは共産圏向けの場合
- ②国連決議により武器などの輸出が禁止されている国向けの場合
- ③国連紛争当事国又はそのおそれのある国向けの場合^[29]

○ 武器輸出に関する政府統一見解(1976年2月27日)

三木首相が、衆議院予算委員会において、「武器」の輸出によって国際紛争等を助長することを回避するため、今後とも武器の輸出を促進することはしないとし、以下の政府方針を答弁

- ①武器輸出三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない。
- ②武器輸出三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外為法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- ③武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。^[30]

○ 「武器輸出問題等に関する決議」採択(1981年3月)

武器輸出禁止の実質的な強化措置

武器輸出問題等に関する決議(昭和56年3月31日)^[31]

わが国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場をふまえ、武器輸出三原則並びに昭和五十一年政府統一方針に基づいて、武器輸出について慎重に対処してきたところである。

しかるに、近時右方針に反した事例を生じたことは遺憾である。

よって政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもつて対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講すべきである。

右決議する。

○ 武器技術の供与に関する交換公文を米国と締結(1983年11月8日)^[32]

例外措置として米国に対してのみ武器技術に限り供与

○ 米国と新しい交換公文を締結(2006年6月23日)^[33]

弾道ミサイル防衛システムの分野、及び我が国政府により決定され外交上の経路を通じて米国政府に対し通知される他の分野に関する共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術並びにアメリカ合衆国の防衛能力を向上させるために必要な武器技術に拡大

内閣官房長官談話「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」^[34]より一部抜粋

武器の輸出管理については、武器輸出三原則等のよって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。

ただし、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこととします。

なお、米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案件についても新「防衛大綱」の策定の過程で種々問題提起がありました。これらの案件については、今後、国際紛争等の助長を回避するという平和国家としての基本理念に照らし、個別の案件毎に検討の上、結論を得ることとしております。

また、東南アジアで発生するテロ及び海賊行為等に対処するために、我が国から無償資金協力の形式でインドネシアへ輸出される巡視船艇については、「当該巡視船艇が我が国の政府開発援助の対象であるテロ・海賊行為等の取締り・防止に限定して使用されること及び当該巡視船艇を我が国政府の事前同意なく第三者移転しないことが担保されることを条件として、武器輸出

三原則等によらない^[35]」としている。

○「防衛装備移転三原則」の策定(2014年4月1日)^[36]

日本政府は、2013年12月に定められた「国家安全保障戦略」に基づき、防衛装備の海外移転に関し、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として、「防衛装備移転三原則」を策定

策定趣旨

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していること等により、国際協調主義の観点から我が国より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会は、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により積極的に寄与していく。こうした我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的な政策として実現するとの観点から、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針が果たしてきた役割に十分配意した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めた。

主な内容

国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを堅持しつつ、防衛装備移転三原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行う。主な内容は以下のとおり：

① 移転を禁止する場合の明確化(第一原則)

- (ア)当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- (イ)当該移転が国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- (ウ)紛争当事国(武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国をいう)への移転となる場合

② 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開(第二原則)

上記①以外の場合で、

- (ア)平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、又は
- (イ)我が国の安全保障に資する場合

等に限定し、透明性を確保しつつ厳格審査を実施。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)^[37]を踏まえ、政府として情報の公開を図る。

③ 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保(第三原則)

上記②を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付け。

7.6.2 我が国の輸出管理制度^[38, 39]

国際輸出管理レジームにおける合意に基づき、大量破壊兵器やその他の通常兵器の開発等に用いられるおそれが高い特定の機微な貨物や技術については、貨物の輸出や技術の対外提供に先立ち、輸出あるいは提供元の政府が輸出管理を実施し、懸念のある用途に転用されるおそれがあるかどうか審査を行うこととなっている。許可が必要となる具体的な貨物・技術は、国際輸出管理レジームが参加国合意の下で公表する規制対象品目リストにおいて、貨物及び技術の種類・仕様(スペック)が具体的に定められており、これらのリストに基づき、各国において規制が行われている。

我が国は、外国為替及び外国貿易法(外為法)^[40]、輸出貿易管理令(輸出令)^[41]、外国為替令(外為令)^[42]等により、輸出管理を実施している。一定以上のスペックを持つ貨物及び技術の輸出を輸出する場合に経済産業大臣の許可を必要とするリスト規制と、リスト規制対象貨物または技術以外の貨物または技術を輸出(技術については提供を含む)しようとする場合、当該貨物または技術が大量破壊兵器等あるいは通常兵器の開発等のために用いられるおそれがある場合に経済産業大臣の許可を必要とする補完的輸出規制(キャッチオール規制)に分類される。

(1) リスト規制^[43]……「貨物・技術の種類・仕様(スペック)」に着目

- ・外為法に基づいて定められた政令において規制対象品目リストが明記されており、貨物の種類は「輸出令別表第1」に、技術の種類は「外為令別表」に、貨物および技術の詳細な仕様は「輸出令別表第1及び外為令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(貨物等省令)」に、語句の解釈については「輸出令の運用について(運用通達)」及び「外為法第25条第1項及び外為令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(役務通達)」においてそれぞれ規定されている。
- ・輸出しようとする貨物が、輸出令別表第1の1~15項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合(リスト規制貨物)、又は、提供しようとする技術が、外為令別表の1~15項に該当する場合(リスト規制技術)、貨物の輸出先や技術の提供先が何れの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要がある。

(2) キャッチオール規制^[44]……「需要者」や「用途」に着目した規制

- ・リスト規制品以外であっても、輸出する貨物・提供する技術が、大量破壊兵器等の開発・製造・使用・貯蔵、通常兵器の開発・製造・使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は経済産業大臣から、許可申請をすべき旨の通知(インフォーム通知)を受けた場合、輸出又は提供に際し経済産業大臣の許可を要する制度
- ・「大量破壊兵器キャッチオール」と「通常兵器キャッチオール」の2種類からなり、何れも「客観要件」と「インフォーム要件」により規制され、この2つの要件のどちらかに該当する場合には、許可申請が必要となる。

客観要件:

- ・貨物の輸出や技術の提供を行う際、具体的にどのような場合に、大量破壊兵器等の開発・製造・使用・貯蔵や通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある場合にあたるか否かを定めたもの。
- ・どのような用途として使用されるかの観点からの確認「用途要件」と、どのような需要者が使用するかの観点からの確認「需要者要件」がある。
- ・輸出者が用途の確認又は需要者の確認を行った結果、以下の何れかに該当する場合に許可申請が必要
- 大量破壊兵器等の開発・製造・使用・貯蔵等に用いられるおそれがある場合

- 通常兵器の開発・製造・使用に用いられるおそれがある場合

インフォーム要件:

- ・貨物の輸出や技術の提供について、大量破壊兵器等の開発・製造・使用・貯蔵や通常兵器の開発・製造・使用に用いられるおそれがあると経済産業省が判断した場合に、経済産業大臣から、大量破壊兵器等あるいは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして許可申請をすべき旨、文書にて通知するもの(インフォーム通知)
- ・通知を受けた事業者は、当該貨物を輸出又は技術を提供する際に、事前に申請が必要となり、経済産業大臣の許可がない限り当該貨物の輸出や技術の提供はできない。事前申請後、当該懸念が払拭されたときに限って許可される。

なお、輸出令別表第3の地域(グループAに掲げる地域)向けの貨物の輸出、技術の提供は、キャッチオール規制の対象から外れている。

また2019年8月28日に施行された輸出令の一部を改正する政令により、これまでキャッチオール規制を免除する国・地域として定義されていた「ホワイト国」の名称は廃止され、「グループA」と変更された(7.6.3 我が国の輸出管理体制の強化を参照)。

(参考)ホワイト国(2019年8月28日の輸出令一部改正直前のもの)……輸出管理を厳格に実施している26ヶ国(アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英國、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、イスラエル、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク)を指す。ただし、ホワイト国を経由して非ホワイト国へ輸出する場合は規制対象となる。

(3) 積替規制^[45]

- ・一旦、日本に仮陸揚げした規制対象の貨物については、事前に経済産業大臣の許可が必要になる場合がある。
- ・輸出令別表第1の1の項に該当する貨物(武器等)のうち、日本以外の地域を仕向地として運送されたものを輸出しようとするときは、許可が必要(全ての国・地域が対象)
- ・輸出令別表第1の2の項~16の項に該当する貨物のうち、日本以外の地域を仕向地として運送されたものを輸出しようとする貨物が、大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、許可が必要(「輸出令別表第3の地域」(グループAに掲げる地域)を除く、全ての国・地域が規制の対象)

(4) 仲介貿易・技術取引規制^[46]

仲介貿易取引

- ・外国相互間の貨物の移動を伴う売買、貸借、贈与について、事前に経済産業大臣の許可が必要になる場合がある。
- ・輸出令別表第1の1の項に該当する貨物(武器等)の移動を伴う外国相互間の売買、貸借、贈与を行うときは、許可が必要(全ての国・地域が対象)
- ・輸出令別表第1の2の項~16の項に該当する貨物であって、大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがある貨物の移動を伴う外国相互間の売買、貸借、贈与を行うときは、許可が必要(「輸出令別表第3の地域」(グループAに掲げる地域)を除く、全ての国・地域が規制の対象)

技術の仲介取引^[47]

- ・外国相互間の技術の提供について、事前に経済産業大臣の許可が必要になる場合がある。
- ・外国において、非居住者に対して技術の提供を行う場合、その技術の提供が我が国の居住者によって行われるのではなく、居住者から指示を受けた非居住者によって技術が提供される、あるいは我が国の居住者が外国において技術を取得し、そのまま別の外国で提供を行うような、我が国の国境外で行われる技術取引(いわゆる「技術の仲介行為」)についても、許可の対象
- ・許可が必要となるのは、貨物の仲介貿易取引と同様に、外為令別表の第1の項に該当する技術の場合と、外為令別表の2の項～16の項に該当する技術を輸出令別表第3の地域(グループAに掲げる地域)を除く地域間(同一の外国内、同一国の非居住者間での取引は含まれない)で技術を移転する場合であって、大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合

(5) みなし輸出管理^[48]

- ・外為法の根拠条文である「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」を明確化し、居住者への機微技術情報であっても、当該居住者が、非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態(特定類型)に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象としてとして、日本国内の輸出管理と同等の規制を行う必要があることを明確化し、2022年5月1日から施行、適用を開始した。
- ・特定類型には、以下の3つがある。
 - 特定類型①：外国政府や外国法人との間で雇用契約等を締結し、当該外国政府や外国法人等の指揮命令に服するまたはそれらに善管注意義務を負う者
 - 特定類型②：経済的利益に基づき、外国政府の実質的な支配下にある者
 - 特定類型③：国内において外国政府等の指示の下で行動する者

7.6.3 我が国の輸出管理体制の強化^[49]

○ 外国為替及び外国貿易法(外為法)を改正(2002年)

2001年9月に発生した米国同時多発テロ後、テロ対策の強化が国際社会の喫緊の課題となり、テロ資金供与防止条約及び国連安保理決議第1373号において、テロリスト等に対する効果的かつ遅滞なき資産凍結等が求められることとなった。これを受け、我が国では外国為替取引においてテロリスト等の資産凍結等を迅速かつ有効に実施するため、2002年に外為法の一部改正、および必要な規定の整備が行われた。改正の概要は次のとおり:

- ・資産凍結等の対象となるテロリスト等の迅速かつ適切な指定

国連安保理決議第1373号は、各国がそれぞれテロリスト等を指定して資産凍結等の措置を講ずることを求めている。この指定に当たっては国際的なテロリスト等に関する情報を有する省庁の協力が不可欠であることから、関係省庁(外務省、法務省、警察庁等)による情報提供等の根拠となる規定を整備した。

- ・金融機関等による顧客本人確認の義務化

資産凍結措置等の実効性を確保するため、これまで努力規定であった送金等に係る顧客等の本人確認を義務規定とし、併せてその対象取引を非居住者預金その他の資本取引を加える等の規定を整備した(200万円相当額を超える海外送金、両替、外貨預金等を行う場合、金融機関において、運転免許証・保険証等により顧客の本人特定事項を確認)。

○ 政省令の改正(2007年6月1日)^[50]

国連安保理決議第1540号を受けて、「仲介貿易取引」や「積替再輸出」にかかる貨物が、大量破壊兵器等の開発等のために使用されるおそれがある場合も許可対象となった。

○ 改正外為法の施行(2009年11月1日)^[51]

居住者・非居住者の区別を見直し、技術取引に関する規制強化、罰則強化を行った。

○ 輸出貿易管理令(輸出令)の一部を改正する政令の施行(2019年8月28日)^[52]

- ・我が国から貨物等を輸出する際の手続きを見直し、輸出手続きを減免する優遇措置を与える国別のカテゴリーの分類方法を新たに定めるとともに、カテゴリーの名称を変更した。
- ・これにより、これまで輸出手続きを上の優遇措置を与えていたいわゆる「ホワイト国」は「グループA」として、キャッチオール規制が免除される。

出典及び参考文献

- 【1】 外務省、ザンガー委員会(NSG)の概要、令和元年7月23日、URL:
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku/zanger.html>
- 【2】 Nuclear Threat Initiative (NTI), “Zanger Committee”, URL:
<http://www.nti.org/learn/treaties-and-regimes/zanger-committee-zac/>
- 【3】 【1】に同じ
- 【4】 【2】に同じ
- 【5】 Zanger Committee, URL: <http://www.zangercommittee.org/members.html>
- 【6】 【1】に同じ
- 【7】 【5】に同じ
- 【8】 (財)核物質管理センター「原子力の平和利用のために」(2001)
- 【9】 IAEA, INFCIRC/539/Rev.3, 30 May 2005, URL:
<https://www.iaea.org/sites/default/files/publications/documents/infcircs/1997/infcirc539r3.pdf>
- 【10】 NSG, URL: <http://www.nuclearsuppliersgroup.org/en/organisation-information>
- 【11】 NSG, URL: <http://www.nuclearsuppliersgroup.org/en/participants1>
- 【12】 【1】に同じ
- 【13】 IAEA, INFCIRC/254/Rev.13/Part 1^a, 8 November 2016,
<https://www.iaea.org/sites/default/files/publications/documents/infcircs/1978/infcirc254r13p1.pdf>
- 【14】 IAEA, INFCIRC/254/Rev.10/Part 2^a, 8 November 2016, URL:
<https://www.iaea.org/sites/default/files/publications/documents/infcircs/1978/infcirc254r10p2.pdf>
- 【15】 Arms Control Association, “Nuclear Suppliers Make Progress on New Rules”, URL:
http://www.armscontrol.org/act/2008_12/NSG_progress
- 【16】 外務省、「拡散に対する安全保障構想(Proliferation Security Initiative: PSI)の概要」、令和2年11月26日、URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page24_000720.html)
- 【17】 Mary Beth Nikitin, “Proliferation Security Initiative(PSI)”, Congressional Research Service , September 10, 2009, URL:
https://www.everycrsreport.com/files/20090910_RL34327_1c5245ee2c333bfc49a5b94384d93f995d2ec09b.pdf
- 【18】 U.S. Department of State, “Proliferation Security Initiative”, URL:
<https://www.state.gov/proliferation-security-initiative/>
- 【19】 【18】に同じ
- 【20】 外務省、「国際的・地域的な取組」、外交白書2006年、URL:
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2006/pdfs/hon1_7.pdf
- 【21】 外務省、「国連安全保障理事会決議第1540号に関する専門家グループ・メンバーの就任」、平成30年3月28日、URL:
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005855.html

【22】外務省、「不拡散に関する安保理決議の採択について」、平成 16 年 4 月 29 日、URL:
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/16/dga_0429.html

【23】【20】に同じ

【24】外務省、「国際連合安全保障理事会決議第千五百四十号(大量破壊兵器等の不拡散等に関する決議)に関する件」、URL:
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/pdfs/anpori_1540.pdf

【25】外務省、「不拡散に関する安保理決議第 1673 号の採択(安保理決議 1540 委員会のマンデート延長)」、平成 18 年 4 月 28 日、URL:
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/anpori_1673g.html

【26】国連広報センター、URL: http://www.unic.or.jp/files/s_res_1810.pdf

【27】外務省、日本の軍縮・不拡散外交(平成 18 年)第 2 部 地域の不拡散問題と日本の取組

【28】Global Security, “A.Q. Khan”, URL:
<http://www.globalsecurity.org/wmd/world/pakistan/khan.htm>

【29】外務省、「武器輸出三原則等」、URL:

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/sanngen.html#:~:text=%EF%BC%881%EF%BC%89%E4%B8%89%E5%8E%9F%E5%89%87%E5%AF%BE%E8%B1%A1%E5%9C%80%E5%9F%9F,%E3%81%A6%E5%8F%96%E3%82%8A%E6%89%B1%E3%81%86%E3%82%82%E3%81%AE%E3%81%A8%E3%81%99%E3%82%8B%E3%80%82>

【30】【29】に同じ

【31】参議院、「武器輸出問題等に関する決議」、URL:
http://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/s60_shiryou/ketsugi/094-10.html

【32】防衛省、「対米武器技術供与に関する交換公文の概要」、URL:
http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1984/w1984_9149.html

【33】外務省、「米国との武器及び武器技術の供与取極」、URL:
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H18-0136.pdf>

【34】防衛省、URL: http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2011/2011/html/ns280000.html

【35】外務省、政府開発援助によるテロ・海賊行為等の取締り・防止のためのインドネシア共和国に対する支援と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話 平成 18 年 6 月 13 日、URL:
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngtaiwa/pdfs/oda_seikyo_06_1_05.pdf

【36】外務省、「日本の安全保障政策」、URL:
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1w_000097.html

【37】衆議院、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、法律第四十二号(平一一・五一四), https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/h145042.htm

【38】経済産業省、「安全保障貿易管理とは」、URL:
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

【39】財団法人安全保障貿易センター、「輸出管理の基礎」、URL:
http://www.cistec.or.jp/export/yukan_kiso/anpo_gaiyou/index.html

【40】外国為替及び外国貿易法、昭和二十四年法律第二百二十八号、URL: <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000228>

-
- 【41】輸出貿易管理令、昭和二十四年政令第三百七十八号、URL: <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324CO0000000378>
 - 【42】外国為替令、昭和五十五年政令第二百六十号、URL: <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=355CO0000000260>
 - 【43】経済産業省、「リスト規制」、URL: <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>
 - 【44】経済産業省、「キャッチャール規制」、URL: <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>
 - 【45】経済産業省、「積替規制」、URL: <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo04.html>
 - 【46】経済産業省、「仲介貿易・技術取引規制」、URL: <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo05.html>
 - 【47】経済産業省、「技術の仲介取引」、URL: <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo05.html>
 - 【48】経済産業省、「みなし輸出管理」、URL: <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
 - 【49】財務省、「最近の外為法改正」、URL: https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/recent_revised/index.html
 - 【50】神田茂、「グローバル経済下の貿易管理・技術管理(前編)～制度の現状と実効性の向上に向けた論議や取組～」、立法と調査、2009.1 No.289, p.147, URL: https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2009pdf/20090130138.pdf
 - 【51】安全保障貿易情報センター、「改正外為法施行(2009年11月1日)」、URL: https://www.cistec.or.jp/service/gaitame_kaisei.html
 - 【52】経済産業省、「輸出貿易管理令の一部を改正する政令等について」、URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/news_release/20190802001_newsrelease.pdf